

説明資料	未成年者飲酒防止に関する 取組み状況等について	平成16年4月2日 警察庁
------	----------------------------	------------------

1 未成年者飲酒禁止法による検挙人員等

	平成6年	11年	12年	13年	14年	15年
未成年者飲酒禁止法 (酒類の販売・供与)	74	67	82	159	133	170
風営適正化法 (飲食店における 酒類・たばこの提供)	552	357	201	224	233	164
少年の飲酒による補導人員	28,521	34,343	30,546	30,577	33,407	36,291

- 平成13年以降、未成年者飲酒禁止法違反による検挙人員が増加
- 平成15年中の補導総数は、129万8,568人で平成6年中の1.9倍。飲酒による補導は、同期間中に27.2%の増加。
- 学識別では、高校生(47.2%)中学生(10.1%)。男女比は77:23。
- 行為場所別では「路上」(40.5%)「公園・神社」(25.3%)で6割を越す。以下、「学校」(6.7%)「コンビニエンスストア」(4.4%)「友人・知人宅」(3.5%)「カラオケボックス」(2.9%)の順。

2 未成年者による飲酒の実態と低下する規範意識

- 飲酒経験(平成13年総務省「青少年とタバコ等に関する調査研究報告書」)過去1年間に酒類を飲んだことがある 中学生45.2%、高校生70.6%
- 酒類の入手先(平成13年愛知県少年育成推進調査研究委員会)「コンビニ・スーパー」68.8% 「酒屋」27.2% 「親・家」25.8%
- 「家での飲酒は絶対にしてはいけない」と回答した少年(非行群)の割合72.0%(平成元年)→59.1%(平成11年)に低下

3 警察庁における取組み

- 各都道府県警察への指示
未成年者飲酒禁止法に関して、平成12年12月(罰則の強化)、平成13年12月(年齢確認等)の改正の都度、改正の趣旨及び要点の周知徹底と、販売店等に対する働き掛けの強化、関係機関等との連携による街頭補導活動の強化、厳正な取締りの推進等を内容とした通達を发出。
- 関係業界への働き掛けの実施
未成年者飲酒防止対策の一層の推進を図るため、平成12年、13年改正とともに、関係業界に対する関係省庁連名の要請文を发出。

(参考) 少年非行等の概要(平成15年1~12月) www.npa.go.jp/toukei/